

します。「マスター」は資格ではありませんが、指導者を指導する立場にあたる方々のために設定したものです。

### 指導者の権利

公認スポーツ指導者として登録した方には、指導者としての資格を証明する認定証・登録証の発行をするほか、様々なサービスを提供しています。

- (1) スポーツ指導活動に関する情報提供として、情報誌「指導者のためのスポーツジャーナル」を無料にてお届けします（ただし、スポーツリーダーは対象外です）。
- (2) 公認スポーツ指導者として常に自己研鑽に努め、最新情報を入手することは重要です。そのため、本会が直接実施する研修事業に関する案内はもちろんですが、各競技団体や都道府県体育協会が実施する各種研修事業の案内を行います。
- (3) 公認スポーツ指導者の方々が安心してスポーツ指導活動に専念できるよう賠償責任保険と傷害保険加入の制度を制定しています。この制度は指導者自身が負傷したり、他人から法律上の損害賠償責任を受け、治療費、慰謝料等多額の出費を負担せざるを得なくなった場合に救済・補償できる制度です。
- (4) 公認スポーツ指導者としての連帯感や誇りを持っていただくために、資格登録者でなければ身につけることのできないブレザーなど各種制定品や公式需品を購入することができます。

### 指導者協議会

公認スポーツ指導者が共通認識を持ち連帯感を深めるとともに、資質向上、指導力の向上、活動の促進を目的として全国スポーツ指導者連絡会議などを設置しています。また、都道府県ごとにスポーツ指導者協議会が組織されています。

これらは、全国のスポーツ指導者に本制度の基本方針や共通理念を徹底するという役割を持つとともに、本制度に関する最新で正確な情報を提供する役割もあります。また、スポーツ指導活動現場における問題点の抽出と解決策を検討するなど、指導法に関する情報交換の場でもあります。

これは、公認スポーツ指導者のネットワーク化とさらなる本制度の充実・発展を図るために不可欠な体制です。

### 指導者の活動促進

公認スポーツ指導者資格そのものは、一定の指導能力を有する者の証明であり、スポーツ指導にあたる者としての資質と指導能力の向上を目指すものですが、資格を取得した公認スポーツ指導者が活動しやすい環境整備をしなければ、社会的信頼も社会的認知も高めることができません。

本会は、加盟団体等とともに公認スポーツ指導者の活動促進のための条件整備と促進方策の推進に努めています。

具体的には、総合型地域スポーツクラブ等への公認スポーツ指導者の配置促進や国体監督参加資格への原則的義務付け、さらには広域スポーツセンターやナショナルレベルのトレーニングセンターとの連携などを通して、その活動促進のための条件整備に、積極的に取組んでいます。

## 財団法人 日本体育協会 公認スポーツ指導者登録規程

**第 1 条** この規程は、財団法人日本体育協会（以下「本会」という。）公認スポーツ指導者制度第5項に基づき、公認スポーツ指導者養成講習会修了者の登録・認定に関することについて定める。

**第 2 条** 登録は、本会公認スポーツ指導者制度第2項のっとり、本会公認スポーツ指導者資格認定を目的とする。

**第 3 条** 登録は、次の条件のいずれか一つを満たしたものが個人単位で申請する。

- (1) 公認スポーツ指導者養成講習会修了者
  - (2) 本会が承認した適応コース及び講習会等を修了し、所定の検定試験に合格した者
  - (3) マスターに認定された者
2. 前項の登録にあたっては、別に定める登録料を納めるものとする。

**第 4 条** 登録の有効期限は4年間とし、4年ごとに更新する。ただし、スポーツリーダー資格については、有効期限を設けないものとする。

2. 前項の更新にあたっては、資格有効期限が切れる6か月前までに本会又は当該中央競技団体の定める研修を受けなければならない。

3. 有効期限内に、更新を行わない場合には、公認スポーツ指導者資格を失う。ただし、本会が特に認めた場合は、期間を過ぎても登録することができる。

**第 5 条** 本会は、第3条の定めにより登録した者に対し、本会公認スポーツ指導者として「認定証」及び「登録証」を交付する。また、更新登録者に対しては、「登録証」を交付する。ただし、スポーツリーダー資格及びマスターについては、「認定証」のみ交付する。

2. 「登録証」は、原則として本会提携カード（クレジットカード機能付き）とする。

**第 6 条** 資格の認定を受けた者が、本会公認スポーツ指導者としてふさわしくない行為があったと認められたときは、資格が取り消される。

**第 7 条** この規程に定めるほか、登録に関して必要な事項は、別に定めることができる。

**附 則** この規程は、平成元年4月1日から施行する。

この規程は、平成7年10月1日から施行する。

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

# 日本体育協会が加盟団体等と養成する スポーツ指導者の分類と役割

資格名	役割	認定により備えられる知識と能力	カリキュラム
<b>基礎的資格</b> スポーツ指導者 競技別指導者資格	スポーツリーダー	・地域におけるスポーツグループやサークルなどのリーダーとして、基礎的なスポーツ指導や運営にあたる。	・スポーツに関する基礎的知識 ・ボランティアに関する基礎的知識 共通 I : 35h
	指導員	・地域スポーツクラブ等において、スポーツに初めて出会う子どもたちや初心者を対象に、競技別の専門的知識を活かし、個々人の年齢や性別などの対象に合わせた指導にあたる。 ・特に発育発達期の子どもに対しては、総合的な動きづくりの主眼を置き、遊びの要素を取り入れた指導にあたる。 ・地域スポーツクラブ等が実施するスポーツ教室の指導にあたる。 ・施設開放において利用者の指導支援を行う。	・スポーツに関する基礎的知識 ・ボランティアに関する基礎的知識 ・競技者育成プログラムの理念と方法 ・初心者に対する基礎的指導法 共通 I : 35h 専門 : 40h以上
	上級指導員	・地域スポーツクラブ等において、年齢、競技レベルに応じた指導にあたる。 ・事業計画の立案などクラブ内指導者の中心的な役割を担う。 ・地域スポーツクラブ等が実施するスポーツ教室の指導において中心的な役割を担う。 ・広域スポーツセンターや市町村エリアにおいて競技別指導にあたる。	・競技者育成プログラムの理念と方法 ・多様な能力やニーズに対する指導法 ・スポーツ教室や各種イベントの企画立案 ・組織の育成に関する知識 共通 I + II : 70h 専門 : 20h以上
	コーチ	・地域において、競技者育成のための指導にあたる。 ・広域スポーツセンターや各競技別のトレーニング拠点において、有望な競技者の育成にあたる。 ・広域スポーツセンターが実施する地域スポーツクラブの巡回指導に協力し、より高いレベルの実技指導を行う。	・競技者育成プログラムの理念と方法 ・国内大会レベルの競技者に対する高度な指導法 共通 I + II + III : 152.5h 専門 : 60h以上
	上級コーチ	・ナショナルレベルのトレーニング拠点において、各年代で選抜された競技者の育成強化にあたる。 ・国際大会等の各競技会における監督・コーチとして、競技者が最高の能力を発揮できるよう、強化スタッフとして組織的な指導にあたる。	・競技者育成プログラムの理念と方法 ・国際大会レベルの競技者に対する高度な指導法 共通 I + II + III + IV : 192.5h 専門 : 40h以上
	教師	・商業スポーツ施設等において、競技別の専門的指導者として、質の高い実技指導を行う。 ・会員（顧客）が満足できるよう、個々人の年齢や性別、技能レベルやニーズなどに合わせたサービスを提供する。	・競技者育成プログラムの理念と方法 ・多様な能力やニーズに対応する高度な指導法 ・ホスピタリティに関する知識 ・商業スポーツ施設等の経営に関する基礎的知識 共通 I + II + III : 152.5h 専門 : 80h以上
上級教師	・商業スポーツ施設等において、競技別の専門的指導者としての質の高い実技指導を行う。 ・会員（顧客）が満足できるよう、個々人の年齢や性別、技能レベルやニーズなどに合わせたサービスを提供する。 ・各種事業に関する計画の立案、指導方針の決定など組織内指導者の中心的役割を担う。 ・地域スポーツ経営のためのコンサルティングならびに経営受託の企画・調整を行う。	・競技者育成プログラムの理念と方法 ・多様な能力やニーズに対応する高度な指導法 ・スポーツ教室や各種イベントの企画立案 ・組織の育成に関する知識 ・商業スポーツ施設等の健全な経営能力 共通 I + II + III + IV : 192.5h 専門 : 60h以上	

資格名	役割	認定により備えられる知識と能力	カリキュラム
<b>フィットネス資格</b>	ジュニアスポーツ指導員	・地域スポーツクラブ等において、幼・少年期の子どもたちに遊びを通じた身体づくり、動きづくりの指導を行う。	・幼・少年期における活動プログラムに関する知識 ・発育発達過程の心と身体の特徴を踏まえた指導法 共通 I : 35h 専門 : 40h
	スポーツプログラマー	・主として青年期以降のすべての人に対し、地域スポーツクラブなどにおいて、フィットネスの維持や向上のための指導・助言を行う。	・フィットネスの維持や向上のための指導能力 ・フィットネスの維持や向上に関するプログラムを企画する能力 ・スポーツ相談に関する能力 ・体力測定に関する能力 共通 I + II : 70h 専門 : 63h
<b>メディカル・コンディショニング資格</b>	スポーツドクター	・スポーツマンの健康管理、スポーツ障害、スポーツ外傷の診断、治療、予防研究等にあたる。 ・競技会等における医事運営ならびにチームドクターとしてのサポートにあたる。 ・スポーツ医学の研究、教育、普及活動等とおして、スポーツ活動を医学的な立場からサポートする。	・スポーツ医・科学に関する専門的知識 ・アンチドーピングに関する専門的知識 ・運動処方に関する専門的知識 基礎 : 21単位 (24.5h) 応用 : 20単位 (30h)
	アスレティックトレーナー	・スポーツドクター及びコーチとの緊密な協力のもとに、競技者の健康管理、障害予防、スポーツ外傷・障害の救急処置、アスレティックリハビリテーション及びトレーニング、コンディショニング等にあたる。	・機能解剖・運動学的な知識 ・スポーツ外傷の救急処置に関する知識と技能 ・スポーツ障害の予防対策に関する知識と技能 ・競技者のスポーツ現場復帰への援助に関する知識と技能 ・競技者のコンディショニングに関する知識と技能 共通 I + II + III : 152.5h 専門 : 600h
<b>マネジメント指導者資格</b>	アシスタントマネージャー	・総合型の地域スポーツクラブなどにおいて、クラブ員が充実したクラブライフを送ることができるよう、クラブマネージャーを補佐し、クラブマネジメントのための諸活動をサポートする。	・スポーツに関する基礎的知識 ・地域スポーツクラブのマネジメントに関する基礎的知識を有し、協働できる能力 共通 I : 35h 専門 : 35h
	クラブマネージャー	・総合型の地域スポーツクラブなどにおいて、クラブの経営資源を有効に活用し、クラブ会員が継続的に快適なクラブライフを送ることができるよう健全なマネジメントを行う。 ・総合型の地域スポーツクラブが円滑に行われるために必要なスタッフがそれぞれの役割に専念できるような環境を整備する	・スポーツに関する基礎的知識 ・地域スポーツクラブ創設のためのマネジメント能力 ・地域スポーツクラブの健全な経営のためのマネジメント能力 ・事業の計画立案能力、各種資源の調達活用能力、情報収集・分析能力 共通 I : 35h 専門 : 167.5h